

**多彩な埼玉！県内バスツアー応援事業（旅行商品造成支援）事務局
業務委託企画提案募集要項**

バス利用の需要喚起を図るため、県内の旅行事業者が行うバスツアーの造成に対し補助を行う。

この事業の業務受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 委託業務名

多彩な埼玉！県内バスツアー応援事業（旅行商品造成支援）事務局業務委託

2 委託業務内容

多彩な埼玉！県内バスツアー応援事業（旅行商品造成支援）事務局業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行期間

契約締結の日から令和5年3月17日まで

4 予算額

予算額 4,991,250円

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、
予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 応募資格

- (1) 過去3年間に国または地方公共団体と本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和2年埼玉県告示870号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち大分類「催物等」、小分類「旅行代理業務」に登録し、格付けがAである者。
- (3) 観光業界に精通しており、県内旅行関連事業者と円滑な連絡調整が可能であること。
- (4) 県内に事業所を有していること。
- (5) 自社WEBサイトにおいて、本事業の情報発信が可能であること。
- (6) 次のアからオに該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般

競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

6 スケジュール

ホームページへの掲載	令和 4 年 7 月 1 1 日（月）
質問事項の受付期限	7 月 1 2 日（火） 1 7 時まで
質問事項の回答	7 月 1 3 日（水）
企画提案参加希望書の提出期限	7 月 1 4 日（木） 1 7 時まで
企画提案書の提出期限	7 月 1 9 日（火） 1 2 時まで
選考（書類審査）	7 月中旬
選考結果発表	7 月中旬

※ 選考（書類審査）には、既提出の企画提案書のみを用いることとします。

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

（1）質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

質問方法：下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

送付先：a3950-01@pref.saitama.lg.jp

件名：旅行商品造成支援事務局業務委託質問書

イ 質問受付期限

令和 4 年 7 月 1 2 日 1 7 時まで

ウ 質問の回答

令和 4 年 7 月 1 3 日以降、県ホームページに掲載する。

（2）企画提案参加表明

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うものとする。

ア 参加表明手続

企画提案参加申込書（別紙様式 1）を提出すること。

過去 3 年間に国または地方公共団体と本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約

を誠実に履行した実績も添付すること。

イ 受付期限

令和4年7月14日17時まで

ウ 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（第二庁舎1階）

埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当

FAX：048-830-4819

mail：a3950-01@pref.saitama.lg.jp

エ 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれか（必着）

※持参の場合は平日の9時～17時までの受付とする。

※郵送の場合は原則書留とする。

※電子メールの場合は、PDF ファイルで送付し、必ず到着確認の電話をすること。

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。

ア 受付期限

令和4年7月19日12時まで

イ 提出先

埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当

（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（第二庁舎1階）

（電話）048-830-3955

エ 提出書類

別添「多彩な埼玉！県内バスツアー応援事業（旅行商品造成支援）事務局業務委託（公募用）」を参照のうえ、以下の書類を提出すること。

(ア) 企画提案書

A4判横長・片面で作成すること。

様式は任意とするが、以下の項目は必ず記載すること。

< 1 ページ目 >

- ・表題「多彩な埼玉！県内バスツアー応援事業（旅行商品造成支援）事務局業務委託企画提案書」
- ・応募者の住所、代表者名及び連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

< 2 ページ目 >

- ・目次

< 3 ページ目以降 >

- ・業務基本方針
- ・業務実施方法（制度周知、コールセンター、受付、審査方法含む）
- ・スケジュール

- ・業務体制及び審査体制
- ・過去の類似業務の実績

(イ) 法人の概要（設立趣旨、事業内容）が分かるもの

上記内容が記載されていれば、既存のパンフレット等でも構いません。

(ウ) 委託料見積書

見積りは、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。

また、宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とする。押印は不要です。

オ 提出部数

4部

カ 提出方法

持参又は郵送（必着）

※持参の場合は平日の9時～17時までの受付とする。

※郵送の場合は原則書留とする。

キ その他

- ・企画提案は、1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）
- ・企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

8 契約先候補の選考方法

(1) 決定方法

- ・県は審査会を設置し、提出された企画提案書等に基づき、審査するものとする。
- ・当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補に決定する。
- ・企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する。ただし、審査結果が最低基準点に満たない場合は再度選定を行う場合がある。

(2) 審査基準

審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する。

9 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結します。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行います。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとします。

10 企画提案書の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行います。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合があります。

11 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ・談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- ・資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ・虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- ・指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- ・書留以外の方法で郵送されたもの。
- ・「7（3）企画提案書の提出等」に示す提出書類（企画提案書、法人の事業概要が分かるもの、見積書）がないもの。
- ・委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ・見積金額を訂正したもの。
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものまたはこれを訂正して押印しない提出書類により参加申込をしたもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ・参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- ・提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ・企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

12 問い合わせ先

埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当 兒玉、若林、蛭間

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-5-1 (第二庁舎1階)

(電話) 048-830-3955 / (FAX) 048-830-4819

(電子メールアドレス) a3950-01@pref.saitama.lg.jp